建設省告示第 1206号　別表

別添：1　別表第１　建築物の用途等による類別

別添：1

　標準業務内容は、別表第１に掲げる建築物の用途等による類別に応じ、別表第１中第１類から第４類の１までの建築物については別表第２に掲げる業務（第４類の１の建築物に関しては同表中（※）のものを除く。）とし、第４類の２の建築物については別表第３に掲げる業務とする。

別表第１　建築物の用途等による類別

		建築物の用途等	備　考
第１類		工場，車庫，市場，倉庫等	
第２類		体育館，観覧場，学校，研究所，庁舎，事務所，駅舎，百貨店，店舗，共同住宅，寄宿舎等	第１類の建築物のうち第２類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第３類		銀行，美術館，博物館，図書館，公会堂，劇場，映画館，集会場（オーデイトリアムを有するものに限る。），ナイトクラブ，ホテル，旅館，料理店，放送局，病院，診療所，複合建築物等	第１類又は第２類の建築物のうち第３類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第４類	1	戸建住宅（一般的な木造戸建住宅を除く）。	
	2	一般的な木造戸建住宅	

（※）記念建造物，社寺，教会堂，茶屋，室内装飾，家具造作等に関する特殊なものは、上記の類に含まれない。